



特集 平成30年度の主な税制改正

法人税関係

1. 所得拡大促進税制の改組

① 中小企業者等以外の法人に対する措置

要件 ・継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上

・国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の9割以上

措置 ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除

・教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費 \geq 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乗せ（ \rightarrow 合計20%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度

② 中小企業者等に対する措置

要件 ・継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上

措置 ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除

・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（ \rightarrow 合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度

【改正の適用時期】

平成30年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間に開始する事業年度において適用

2. 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

要件 ・【投資】：企業内外データの連携・高度利活用による生産性向上等、「生産性向上特別措置法」上の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資（ソフトウェア、器具備品、機械装置）

・【賃金】：継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 \geq 3%

措置 ・【投資】及び【賃金】を満たした場合

投資額の5%の税額控除又は30%の特別償却（税額控除額の上限は法人税額の20%）

・【投資】のみを満たした場合

投資額の3%の税額控除又は30%の特別償却（税額控除額の上限は法人税額の15%）

【改正の適用時期】

生産性向上特別措置法の施行の日（平成30年6月6日）から平成33年（2021年）3月31日までの間に取得等をする設備について適用

3. その他の法人課税の改正（主なもの）

・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、飲食店において設置する受動喫煙防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化

・交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長

・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長

【池浦】

消費税関係

今回の税制改正の内容ではございませんが、平成31年（2019年）10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率が実施されます。

<軽減税率（8%）の対象品目>

① 酒類及び外食を除く飲食料品の譲渡

② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

上記の点で、お分かりにならないことや、詳しくお知りになりたいことがございましたら、担当職員へお気軽にお尋ねください。

【次藤】

・・・資産税関係・・・

平成30年度税制改正による事業承継税制の特例措置の創設

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



平成30年度税制改正では、これまでの事業承継税制を大幅に拡充する期限付きの特例制度（以下、特例事業承継税制といいます）を設けました。

【特例事業承継税制の概要】

- ①自社の株式を後継者に贈与する際の贈与税が全額納税猶予されます。
- ②納税猶予された贈与税額は、一定条件のもとで最終的に免除されます。
- ③経営者以外の株主からの贈与も納税猶予の対象にできます。
- ④後継者を一人に限定せず、2人～3人でも対象にできます。
- ⑤これまでの事業承継税制では、贈与等の日から5年間は従業員の雇用を確保する必要がありましたが、これが実質撤廃されました。

（参考）特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年（2018年）4月1日から 平成35年（2023年）3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年（2018年）1月1日から 平成39年（2027年）12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 20歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

【特例事業承継税制の適用を受けるために】

- ①平成30年4月1日から平成35年（2023年）3月31日までに、都道府県知事に「特例承継計画」を提出していること。**※「特例承継計画」は認定経営革新等支援機関（税理士・商工会等）による所見を記載する必要があります。**
- ②平成30年1月1日から平成39年（2027年）12月31日までに、贈与・相続(遺贈を含む)により自社の株式を取得すること。
※平成29年12月31日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける(あるいは通常の認定から特例の認定へ切替えを行う)ことはできません。

当事務所は認定経営革新等支援機関として、事業承継に関するご提案を積極的に行ってまいります。
また、上記の件でご質問等ございましたら各担当者までお気軽にご連絡ください。

【藤原】

・・・所得税関係・・・

1. 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、給与所得控除額を 65 万円から 55 万円に、公的年金等控除額も一律 10 万円引き下げ、**基礎控除の控除額を 38 万円から 48 万円に引き上げます。**

2. 給与所得控除の適正化

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円超として、**その上限額が 220 万円から 195 万円に引き下げられます。**ただし子育てや介護に配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないように措置を設けます。

3. 公的年金等控除の適正化

公的年金等の収入金額が 1,000 万円超の場合の控除額について、195 万円 5 千円の上限を設けました。

4. 基礎控除の見直し

基礎控除は所得の多寡によらず一定金額 (38 万円) を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたこと等を踏まえて、合計所得金額 2,400 万円超から控除額が段階的に減少し 2,500 万円超で消失する仕組みになりました。

- ・以上 4 つが所得税の主な改正内容となっております。**【適用時期は平成 32 年 (2020 年) 分の所得からになります】**
- ・平成 30 年度改正で一定の方を除く年収 850 万円超の方は税負担が増えることとなります。また給与収入以外で合計所得金額が 2,400 万円以下で電子申告をしている方は、基礎控除が引き上げの関係と青色所得控除が 65 万円に据え置きになるので税負担は減ると考えられます。紙提出の場合は青色所得控除が 55 万円に引き下げになりますが、当事務所では、お客様の申告は原則電子申告で行っております。

そこで節税方法としまして、以下の 2 つを紹介いたします。

①個人事業主の方ですと『小規模企業共済』の加入をお勧め致します。月額 1,000 円から 70,000 円の 500 円単位で選択し掛金の全額を社会保険料控除として、所得から控除できますので、**税負担の減少につながります。**65 歳になった時や廃業等した時に一時金又は年金として受け取ることが出来ますので、老後への蓄えになると思われれます。

②会社員の方ですと『iDeCo (個人型確定拠出年金)』の加入を検討しても良いと思います。資産運用の種類によっては、元本割れのリスクや 60 歳までは引き出しが出来ないと言ったデメリットもございますが、掛金は社会保険料控除と同じく全額控除できますので、節税効果が期待できます。 【高口】

・・・社会福祉法人関係・・・

内部統制について

平成 28 年度より施行された改正社会福祉法の狙いの 1 つに「経営組織のガバナンスの強化」があげられます。これにより社会福祉法人には、職務権限や財務会計に係る体制を定め、法人内で牽制機能を発揮させることで、事業活動や事務処理において一部の方による不正等が起きない・起こさせない経営組織を作り上げることが求められています。

また、同改正により法人の役員、会計監査人、評議員 (以下「役員等」) に関しては、法人又は第三者に対する損害賠償責任を負うこととなりましたが、自身の職務だけではなく、職員による不正等が発覚した場合も同様の責任を負うこととなります。つまり、自身でなくとも何も知らなかったでは済まされず、役員等の義務として「善管注意義務」(不正等が起こらないような規定や体制を作り、周知していたか、自らが承認するものについて、その内容を把握していたのか) が果たされていたかが問われることとなります。

実際の判例を見てもこの義務が果たされていたと認められるかが免責となるかの分かれ目になるようです。

当事務所でも、現金の取扱いや、規定の確認をさせて頂くこともありますが、法人の規定・体制について、不正等が起きない・起こさせない経営組織となっているか、今一度ご確認頂けたらと思います。 【吉田】

主な確認事項

- ・職務の分掌は明確にされているか、また、その職務の権限、責任を把握、周知しているか
- ・規定は定期的に見直しされて、法人の実態に即しているか
- ・書類に押印する際に、その意味や内容について理解しているか
- ・同じ職員が長年同一の業務を担当していないか
- ・1 つの業務が複数人体制で行われているか (実施者と確認者が別人物か)
- ・物品購入の際に、検収が行われているか (購入者と検収者が別人物か)

・・・民法の見直し・・・

1. 債権関係 平成32年4月1日（2020年4月1日）から
 - ・消滅時効…業種ごとに異なる短期の時効を廃止し、原則として「知った時から5年に」シンプルに統一
⇒時効期間の判断を容易化
 - ・法定利率…法定利率を現行の年5%から年3%に引き下げた上、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入
⇒法定利率についての不公平感の是正
 - ・保証…事業用の融資について、経営者以外の保証人については公証人による意思確認手続を新設
⇒安易に保証人となることによる被害の発生防止
 - ・約款…定型約款を契約内容とする旨の表示があれば個別の条項に合意したものとみなすが、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効と明記。定型約款の一方的変更の要件を整備
⇒取引の安定化・円滑化
2. 総則関係 平成34年4月1日（2022年4月1日）から
 - ①成人年齢を20歳から18歳に引き下げ。②女性が結婚できる年齢を16歳から18歳に引き上げ等。
3. 相続関係（今国会で審議中）
改正ポイント①配偶者居住権が新設される②結婚期間20年以上の夫婦は住居の贈与が特別受益の対象外に③被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭請求が可能に④法務局で自筆証書遺言の保管が可能に

【宮】

オーガニックフェスタ in いわて 2018

今年も『オーガニックフェスタ in いわて 2018』が9月8日（土）に八幡平焼走り国際交流村で開催されます。今年は1日だけの開催ですが、午前10時から午後9時までの開催で、夜はキャンドルナイトの中でオーガニック夜店や、野外シアター『世界でいちばん美しい村』の上映と花巻出身のミュージシャン『はなとお』ミニライブなど盛りだくさん。昼間のトークライブでは、当社きずな事業部の日野もお話します。

【きずな事業部担当：日野 TEL090-3230-1439】

～スタッフ紹介～ 新たなスタッフが加わりました

東梅 直樹（とうばい なおき）

①プロフィール

平成10年生 盛岡出身 平成30年4月入所

②趣味

写真撮影

③ひとこと

自分が勉強したことを活かしながら、皆様のお役にたてるように頑張っていきます。

これから宜しくお願ひ致します。

～成功にはダークサイドがある？～

一般的な成功法則ではお金持ちになって成功して、ジ・エンドとなります。でも、成功するということは「光が当たる」ということ、光が当たれば、影が濃くなりますよね。そして、影は成功しつつあるその過程から、すでに濃くなりはじめます。影は成功者の一番弱い部分で噴出します。影とは、病気になる。事故が起こる。家族関係が破綻する。人間関係にトラブルが起こる等々……。ちなみに影の噴出を防ぐためには

- ①完璧を目指さないこと。不完全、曖昧さを許容する。
- ②家族を大事にすること。
- ③稼いだお金を有効に使うこと（社会への還元）。

だそうです。詳しい内容は

「非常識な成功法則 神田昌典 著」フォレスト出版をお読みください。題名からだと手に取りにくいですが個人的には上半期No.1本です。

【丹代一志】

☆☆☆あとかぎ☆☆☆

次の祝日である「海の日」ですが、7月の第3週から7月20日に固定化させようとする動きがあるのをご存知でしょうか？理由としては、意義をより周知させるためなどがあるそうです。3連休をなくすことで経済損失が生まれるとの懸念の声もあり、賛否が分かれています。個人的には7月20日は私の誕生日でもあるので固定化してくれると嬉しいと考えています。皆さんはどのように考えますか？

【佐藤瑞帆】